

# 地域で活躍！身近な相談・支援ボランティア



## 民生委員・児童委員 主任児童委員



広げよう  
地域に根ざした思いやり



平成 29 年 5 月、  
民生委員制度は  
創設 100 周年を  
迎えます。

100周年記念  
シンボルマーク

### ●民生委員・児童委員の役割

常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行ない社会福祉の増進に努めます。

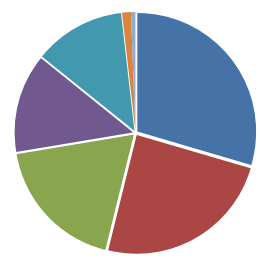
### ●主任児童委員の役割

子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員で児童福祉関係機関と区域担当民生委員・児童委員との連絡役となって、協力して活動を行います。

中間市内の各地区から民生委員 1 名ずつ、主任児童委員は各校区から 1 名ずつ選任されます。  
任期は 3 年。(再任可能)

「民生委員法第十五条」において  
・ 基本的人権および人格の尊重  
・ 守秘義務の徹底  
を、民生委員・児童委員の義務として明示しています。

### 主な活動内容



- 地域福祉活動・自主活動 (29.5%)
- 相談・支援 (24.3%)
- 行事・事業・会議への参加協力 (18.5%)
- 調査・実態把握 (13.4%)
- 運営・研修 (12.4%)
- 証明事務 (1.2%)
- 要保護児童の発見の通告・仲介 (0.6%)



お住まいの民生委員・児童委員  
をお知りになりたい方などは、  
こちらまで。

【問合せ】  
中間市役所福祉支援課福祉政策係  
TEL (093) 246-6270

# ご存知ですか？

子どもたちの見守りや、ひとり暮らし高齢者世帯の実態調査の協力。

在宅介護家族への支援策を市に提案。



## 社会調査

担当区域の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

## 相談

住民が抱える問題について相手の立場に立ち親身になって相談に乗ります。

子育ての方法や不安の相談。



## 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。



## 民生委員・ 児童委員 7つのはたらき

## 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

## 生活支援

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。



支援サービス団体など、担当区域内の NPO 法人・ボランティアグループを紹介。

## 調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。



## 連絡通報

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスを得られるような関係行政機関、施設、団体等に連絡し必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

在宅生活を送るための福祉サービス提供。

